

注意

- 1 [] [] [] [] で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学式文字読取装置（OCR）で直接読取を行うので、この用紙は汚したり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、事項を選択する場合には該当番号を記入し、※印のついた欄又は記入枠には記載しないこと。
- 3 記入枠の部分は、枠からはみださないように大きめのカタカナ及びアラビア数字の標準字体により明確に記載すること。
- 4 1欄には、2欄で「2 再取得」を選択した場合にのみその被保険者証に記載されている被保険者番号を記載すること。
なお、被保険者番号が16桁（上下2段で表示されている。）で構成されている場合は、下段の10桁のみを記載すること。この場合、最初の4桁を最初の4つの枠内に、残りの6桁を「E」に続く6つの枠内に記載し、最後の枠は空枠とすること。

（例：

4	6	0	1	1	8	0	0	0	0	0
1	3	0	1	1	5	4	3	2	1	0

）

- 5 2欄には、次の区分に従い、該当するものの番号を記載すること。
 - (1) 次のイ及びロのいずれかに該当する者……………1（新規）
 - イ 過去に被保険者になったことのないこと。
 - ロ 最後に被保険者でなくなった日から7年以上経過していること。
 - (2) 上記(1)に該当する者以外の者……………2（再取得）
 - 6 3のフリガナ欄には、被保険者証の交付を受けている者については、その被保険者証に記載されているとおり、カタカナで記載し、姓と名の間は1枠空けること。なお、4欄に記載した場合であっても必ず記載すること。
 - 7 4欄には、2欄で「2 再取得」を選択した場合で、被保険者証の氏名と現在の氏名が異なっているときに記載すること。
 - 8 5欄には、該当するものの番号を記載すること。
 - 9 6欄の元号は、該当するものの番号を記載し、年月日の年、月又は日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載すること。（例：昭和51年5月6日→0510506）
 - 10 7欄は、事業所番号が連続した10桁の構成である場合は、最初の4桁を最初の4つの枠内に、残りの6桁を「E」に続く6つの枠内にそれぞれ記載し、最後の枠は空枠とすること。（例：1301000001→13011E0000001E）
 - 11 8欄は、試用期間、研修期間をきむ雇入れの初日を記載すること。
また、年、月又は日が1桁の場合は、6欄の場合と同様に記載すること。
 - 12 9欄には、次の区分に従い、該当するものの番号を記載すること。
 - (1) 新規学校卒業者のうち、8欄が卒業年の3月1日から6月30日までの間である場合……………1
 - (2) 中途採用者を雇入れた場合、取締役等委任関係であるとして被保険者から除外されていた者が、新たに明確な雇用関係に基づいて就労したような場合……………2
 - (3) 日雇労働被保険者が2月の各月において18日以上又は連続して31日以上同一の事業主の適用事業に雇用された場合（資格維持の認可を受けた場合を除く。）……………3
 - (4) 次に該当する場合等……………4
 - イ その被保険者の雇用される事業が新たに適用事業となった場合
 - ロ 適用事業に雇用されていた被保険者が、在籍出向し、出向先で新たに被保険者資格を取得していた場合であって、出向元に復帰し、出向元で再度被保険者資格を取得することとなったとき（在籍専従の場合も同様）
 - ハ 同一の事業主の下で、船員と陸上勤務を本務とする労働者（船員でない労働者）との間の異動があった場合
 - (5) 被保険者資格を取得した原因が2以上に該当する場合……………1、2又は3のいずれか
 - (6) 65歳以上の者が出向元に復帰した場合等……………8
- 13 10欄には、8欄に記載した年月日現在における支払の総額及び貸金月額（臨時の貸金、1箇月を超える期間ごとに支払われる貸金及び超過勤務手当を除く。）（単位千円……千円未満四捨五入）を記載すること。なお、支払の総額は、該当するものの番号を記載すること（日給月給は月給に含める。）
- 14 11欄には、該当するものの番号を記載すること。届出に係る者が派遣労働者（いわゆる登録型の派遣労働者であり船員を除く。）に該当する場合には、「2」（派遣労働者）、短時間労働者（派遣労働者、船員に該当する者を除く。）に該当する場合には、「3」（パートタイム）、有期契約労働者（派遣労働者、パートタイム、船員に該当する者を除く。）に該当する場合には、「4」（有期契約労働者）と記載すること。
- 15 12欄には、次の区分に従い、該当するものの番号を記載すること。

(1) 専門的技術的職業……………1	(6) 保安の職業……………6
(2) 管理的職業……………2	(7) 農林漁業の職業……………7
(3) 事務的職業……………3	(8) 運輸・通信の職業……………8
(4) 販売の職業……………4	(9) 技能工、探検・製造・建設の職業及び労務の職業……………9
(5) サービスの職業……………5	
- 16 15欄は、契約期間の定めについて該当するものの番号を記載し、1を記載した場合には、その契約期間とともに、契約更新の条項の有無を記載すること。
- 17 16欄には、3欄の者の8欄に記載した年月日現在における1週間の所定労働時間を記載すること。
- 18 18欄の一番下の備考枠には、9欄の「4 その他」に該当する者についての具体的説明その他を記載すること。
- 19 事業主の住所及び氏名欄には、事業主が法人の場合は、その主たる事務所の所在地及び法人の名称を記載するとともに、代表者の氏名を付記すること。
- 20 事業主の氏名（法人にあっては代表者の氏名）については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 21 外国人労働者（「外交」又は「公用」の在留資格の者及び特別永住者を除く。）の場合は、以上に加え18欄に、国籍・地域、在留資格、在留期間等を記載し、雇用対策法第28条の外国人雇用状況の届出とすることができる。
なお、「家族滞在」の在留資格の者等、資格外活動の許可を得て就労する者については、当該許可の有無について、該当するものを○で囲むこと。また、派遣・請負労働者として主として17欄以外の事業所で就労する者については、□にチェックすること。

お願ひ
1. 雇用保険の資格取得年月日の属する月の翌月10日までに提出してください。
2. 貸金台帳、労働者名簿、出勤簿その他記載内容を確認できる書類を持参していただく場合があります。

※本手続は電子申請による届出も可能です。詳しくは管轄の公共職業安定所までお問い合わせください。
なお、本手続について、社会保険労務士が電子申請により本届書の提出に関する手続を事業主に代わって行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主の提出代行者であることを証明することができるものを本届書の提出と併せて送付することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができます。

雇用保険被保険者資格喪失届光ディスク等提出用総括票

1. 事業所名	フリガナ
2. 事業所番号	
3. 届出年月日	平成 年 月 日
4. 届出被保険者数	人
届出被保険者氏名	別紙のとおり
5. 離職年月日	平成 年 月 日
6. 1週間の所定労働時間	時間 分

備 考 欄	氏名	国籍・地域	在留資格	在留期間 西暦 年 月 日まで	派遣・請負労働者として主として1 以外の事業所で就 労する場合 <input type="checkbox"/>
	氏名	国籍・地域	在留資格	在留期間 西暦 年 月 日まで	派遣・請負労働者として主として1 以外の事業所で就 労する場合 <input type="checkbox"/>
	氏名	国籍・地域	在留資格	在留期間 西暦 年 月 日まで	派遣・請負労働者として主として1 以外の事業所で就 労する場合 <input type="checkbox"/>
	氏名	国籍・地域	在留資格	在留期間 西暦 年 月 日まで	派遣・請負労働者として主として1 以外の事業所で就 労する場合 <input type="checkbox"/>
	氏名	国籍・地域	在留資格	在留期間 西暦 年 月 日まで	派遣・請負労働者として主として1 以外の事業所で就 労する場合 <input type="checkbox"/>
	その他				

雇用保険法施行規則第7条第1項の規定により上記のとおり届けます。

平成 年 月 日

住 所
事業主 氏 名
電話番号

記名押印又は署名
印

公共職業安定所長 殿

社会保険 労務士 記載欄	氏 名	電話番号
	印	

備 考	
確認通知 平成 年 月 日	

※

所 長	次 長	課 長	係 長	係	操 作 者
--------	--------	--------	--------	---	-------------

注意

- 1 必ず添付する届出対象者名簿に記載のあるすべての者について、次の形式により届出内容を入力した光ディスク等、記録媒体と合わせて届出ること。
総括票の記載項目については、各項目について2以上の条件を併記してはならず、また、1の光ディスク等、記録媒体に2以上の雇用保険被保険者資格喪失届光ディスク等提出用総括票に対応するデータを記録してはならない。
なお、光ディスク等、記録媒体内の届出内容は総括票に記載されている項目について、総括票と同一の内容のものであること。
 - (1) 光ディスク等、記録媒体の種類等
 - イ FDで作成する場合、JIS X 6223で定める90mmフレキシブルディスクカートリッジの規格に準拠した記録媒体を使用すること。なお、ボリューム構造及びファイル構造についてはFAT12とすること。
 - ロ MOで作成する場合、JIS X 6275、JIS X 6277で定める230MBもしくは640MBの光ディスクカートリッジの規格に準拠した記録媒体を使用すること。なお、ボリューム構造及びファイル構造についてはFAT16(FAT)、FAT32またはNTFSとすること。
 - ハ CDで作成する場合、それぞれ、CD-ROMで作成する場合はJIS X 6281、CD-Rで作成する場合はJIS X 6282、CD-RWで作成する場合はJIS X 6283に準拠した記録媒体を使用すること。ボリューム構造及びファイル構造については、JIS X 0606、JIS X 0608に準拠した形式で書き込むこと。なお、書き込み後、必ずファイナライズの処理を行うこと。
 - ニ DVDで作成する場合、それぞれ、DVD-ROMで作成する場合はJIS X 6241またはJIS X 6242、DVD-Rで作成する場合はJIS X 6245またはJIS X 6249、DVD-RWで作成する場合はJIS X 6248に準拠した記録媒体を使用すること。ボリューム構造及びファイル構造については、JIS X 0607、JIS X 0609に準拠した形式で書き込むこと。なお、書き込み後、必ずファイナライズの処理を行うこと。
 - ホ 使用する文字は漢字で記載する部分を除きすべて1バイトコード(半角)で作成すること。1バイトコードについては、JIS 8単位符号、2バイトコードはシフトJISコードを使用すること。
 - ヘ 個人データは1ファイルに連続して記録することとし、シングルファイル/シングルボリュームとする。1の光ディスク等、記録媒体に入力するデータは1,000人分までとすること。
 - ト データ形式はCSV形式とし、ファイル名は「10191-soshitsu」拡張子は「csv」とすること。
 - チ データ等、記録媒体のラベルに、事業所名、事業所番号、届出年月日、届出対象者数、離職年月日を記載すること。
 - (2) 光ディスク等、記録媒体入力方法
 - イ 管理データ
 - (項目行) 都道府県番号、事業所記号、通番、作成年月日、代表者コード、連記式項目バージョン(改行)
 - (データ行) 10,777,001,20070720,22223,01(改行)
 - ロ 事業所識別符号
[kanri](改行)
 - ハ 事業所管理データ
 - 社会保険労務士氏名、事業所情報数(改行)
 - .001(改行)
 - (項目行) 都道府県番号、事業所記号、事業所番号、親番号(郵便番号)、子番号(郵便番号)、事業所所在地、事業所名称、事業主氏名、電話番号、雇用保険適用事業所番号(安定所番号)、雇用保険適用事業所番号(一選番号)、雇用保険適用事業所番号(フックアップ)(改行)
 - (データ行) 10,777,12345,150,0023,東京都新宿区西新宿9-9-9,東京株式会社,鈴木 次郎,03-1234-5678,1234,123456,5(改行)
 - ニ データ識別符号
[data](改行)
 - ホ 個人データ
 - (項目行) 籍別、安定所番号、被保険者番号4桁、被保険者番号6桁、被保険者番号フックアップ、事業所番号(安定所番号)、事業所番号(一選番号)、事業所番号(フックアップ)、資格取得年月日(元号)、資格取得年月日(年)、資格取得年月日(月)、資格取得年月日(日)、離職年月日(元号)、離職年月日(年)、離職年月日(月)、離職年月日(日)、喪失原因、離職届交付希望、喪失時被保険者種類、新氏名フリガナ(カタカナ)、新氏名、補充採用予定の有無、被保険者氏名フリガナ(カタカナ)、被保険者氏名、性別、生年月日(元号)、生年月日(年)、生年月日(月)、生年月日(日)、被保険者の住所又は居所、事業所名称、氏名変更年月日(元号)、氏名変更年月日(年)、氏名変更年月日(月)、氏名変更年月日(日)、被保険者でなくなったことの原因、1週間の所定労働時間(時間)、1週間の所定労働時間(分)、あて先、備考(国籍・地域)、備考(在留資格)、備考(在留期間)(年)、備考(在留期間)(日)、備考(資格外活動許可の有無)、備考(派遣・請負勤務区分)、備考欄(審査者)、確認通知年月日(元号)、確認通知年月日(年)、確認通知年月日(月)、確認通知年月日(日)(改行)
 - (データ行1) 10191,1234,005678,5,1234,123456,5,平成,14,04,01,平成,17,07,01,2,1,ｼﾝｼﾞｲ,新 氏名,無,ｶﾝｼﾞ ﾏｲ,漢字 氏名,1,昭和,35,01,01,千葉県美浜区中浜9-9-9,安定株式会社,平成,21,06,30,離職のため,40,20,飯田博,.....(改行)
 - (データ行2) 10191,1234,005678,1,.....
 - (イ) 籍別:「10191」
 - (ロ) 被保険者番号:「雇用保険被保険者証」に記載されている雇用保険被保険者番号を4桁(一選番号)、6桁(一選番号)、1桁(フックアップ)に分けて入力すること。
 - (ハ) 事業所番号:「雇用保険適用事業所設置届事業主届」に記載されている雇用保険適用事業所番号を4桁(安定所番号)、6桁(一選番号)、1桁(フックアップ)に分けて入力すること。
 - (ニ) 資格取得年月日:元号は昭和、平成のいずれかを漢字で入力し、〇〇年××月△△日に被保険者となった場合、「〇〇.××.△△」と入力すること。
 - (ホ) 離職年月日:元号は平成を漢字で入力すること。年月日は(ニ)と同様に入力すること。
 - (ヘ) 喪失原因:離職以外の理由1,3以外の離職2,事業主の都合による離職3
 - (ト) 離職届交付希望:有1,無2
 - (チ) 補充採用予定の有無:「有」または「無」を入力すること。
 - (リ) 性別:男1,女2
 - (ニ) 生年月日:元号は明治、大正、昭和、平成のいずれかを漢字で入力し、年月日は(ニ)と同様に入力すること。
 - (ル) 被保険者の住所又は居所:半角、全角に関わらず文字数64文字まで入力すること。
 - (フ) 事業所名称:当該被保険者の事業所名称を半角、全角に関わらず文字数34文字まで入力すること。
 - (ク) 氏名変更年月日:元号は平成を漢字で入力すること。年月日は(ニ)と同様に入力すること。
 - (カ) 被保険者でなくなったことの原因:半角、全角に関わらず文字数78文字まで入力すること。
 - (コ) 1週間の所定労働時間:半角数字により〇〇時間××分のときは「〇〇.××」と入力すること。1桁の場合は10の位の部分に「0」を付加して2桁で入力すること。(例)所定労働時間が38時間09分の場合、1週間の所定労働時間(時間)に「38」、1週間の所定労働時間(分)に「09」と入力する。
 - (ク) あて先:提出先安定所を漢字10文字までで入力すること。(例)飯田博公共職業安定所の場合、「飯田博」と入力する。
- ※安定所番号、喪失時被保険者種類、備考(国籍・地域、在留資格、在留期間年月日、資格外活動許可の有無、派遣・請負勤務区分)、備考欄(審査者)、確認通知年月日は省略する。
- 2 2欄は必ず11桁の事業所番号を記載すること。事業所番号が重複した10桁の構成であって、最後の空欄に記載すべき数字が不明な場合は、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に確認して記載すること。
 - 3 4欄にはこの欄裏面に添付する光ディスク等、記録媒体に入力されている労働者数を記載し、別様として、届出る被保険者の名簿(漢字及び読み仮名(ｶﾝｼﾞ))を添付すること。なお、名簿及び光ディスク等、記録媒体内の届出対象者の記載欄は五十音順とすること。
 - 4 5欄には、届出対象者の5欄に記載した年月日現在における1週間の所定労働時間を記載すること。
 - 5 ※印のついた欄は記載しないこと。
 - 6 事業主の住所及び氏名欄には、事業主が法人の場合は、その主たる事務所の所在地及び法人の名称を記載するとともに、代表者の氏名を付記すること。
 - 7 外国人労働者(「外交」又は「公用」の在留資格の者及び特別永住者を除く。)の場合は、7欄に、国籍・地域、在留資格、在留期間等を記載し、雇用対策法第28条の外国人雇用状況の届出とすることができる。
なお、派遣・請負労働者として、主として1額以外の事業所において就労している者については、口をチェックすること。

20303のホ参照)に乗り組むために雇用されている船員については特定漁船の労働の実態が年間稼働とみなされるため適用されるものであり、また、特定漁船以外の漁船に乗り組むために雇用されている船員については1年を通じて船員として雇用される場合のみ適用されるものであることから、それぞれ、漁船に乗り組むために雇用されている船員については、日雇労働被保険者とならない(法第6条第6号)。

ロ 常用労働者が、その雇用される事業の休業期間中又は休祝日、同盟罷業期間中等で雇用関係が存続している場合に他の適用事業に日雇労働者として就労したときは、雇用保険法上の日雇労働者とは認められず、日雇労働者として就労できなかった日も失業した日とならないので日雇労働被保険者として取り扱わない。

ハ また、雇用保険法上の日雇労働者と認めたがたい者としては、農業、商業等の自営業を有する者が臨時に日雇労働者として災害復旧工事等に従事する場合を含む。したがって、例えば、市町村における土木事業又は農業土木事業で、土木建築業者が介入しない事業に従事する農閑期利用労働者及び季節的農家労働者等は、臨時内職的なものとして取り扱う。

90006 (6) 任意加入による日雇労働被保険者

法第43条第1項第1号から第3号に掲げるものに該当しない日雇労働者は、法の適用を除外されているが、その者が適用事業に雇用される場合において、その者の住所又は居所を管轄する安定所の長の認可を受けたときは、日雇労働被保険者となり、法の適用を受ける(法第43条第1項第4項)。

90051-90100 2 日雇労働被保険者の届出及び任意加入の申請

90051 (1) 日雇労働被保険者の届出

日雇労働被保険者は、法第43条第1項第1号から第3号の規定に該当するに至ったときは、その日から起算して5日以内に、雇用保険日雇労働被保険者資格取得届(則様式第25号。以下「日雇労働被保険者資格取得届」という。)に住民票の写し又は住民票記載事項証明書(氏名、生年月日、性別及び住所が記載されたものに限る。)(外国人にあつては、さらに在留資格が記載されたものに限る。以下「住民票の写し等」という。)を添えて、その者の住所又は居所を管轄する安定所に提出し、雇用保険日雇労働被保険者手帳(則様式第11号の4。以下「被保険者手帳」という。)の交付を受けなければならない。

ただし、在留期間が3月以下である等により住民票の写し等が発行されない外国人に限っては、旅券及びその他の身分を証する書類の写しを併せて提出することで、住民票の写し等の代わりとすることができる。

なお、日雇労働被保険者資格取得届を提出する際に運転免許証、国民健康保険の被保険者証若しくは国民年金手帳又は在留カード若しくは特別永住者証明書を提示したときは、住民票の写し等を添えないことができる(法第44条、則第71条)。

また、外国人が在留カードの発行を申請した場合、旅券にそれを交付する旨が記載される。このため、外国人が在留カードの発行を申請し、交付されるまでの間に日雇労働被保険者資格取得届を提出する場合には、在留カードを交付する旨の記載を受けた旅券及びその他の身分を証する書類の写しを併せて提出することで、住民票の写し等を添えないことができる。